

平成28年度 別府市共生社会形成プラン

No	条項	条文	施策	取組方針	計画	内部評価	外部評価	担当課等
1	第9条第1項	市は、市民及び事業者が障害に対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。	相互理解の促進(市民及び事業者の障がいに対する理解を深める)	啓発活動を行うものとする。	①当事者による講師団等により啓発活動を行います(対象 地域住民・民間事業所等、参加者数目標300人以上)。 ②障がいの種別や種別ごとの配慮などについて理解を深めてもらえる冊子の作成を検討します。 ③市民活動団体と協働し、より多くの市民に対し啓発活動を行います(対象 園児・児童等、参加者数 目標500人以上)。	A	A	障害福祉課
2	第9条第2項	市は、障害のある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が合理的配慮の必要性を理解するよう研修その他必要な施策を講ずるものとする。	相互理解の促進(市民及び事業者の障がいに対する理解を深める)	職員研修を行うものとする。	係長級職員・主任級職員を対象に研修を行います。(主査級約150人、主任級約180人)	A	A	障害福祉課
3	第9条第3項	市は、義務教育において、児童及び生徒が障害に対する理解を深めるよう障害に関する教育を教育課程に位置付けるとともに、児童及び生徒に対して、当該教育を行うものとする。	相互理解の促進(市民及び事業者の障がいに対する理解を深める)	教育課程を実施する中で、障がいに関する教育を行うものとする。	道徳や特別活動、総合的な学習の時間などで、障がいに対する理解を深める教育を実施します。	A	A	学校教育課
4	第10条第1項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の権利に配慮し、障害のある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする。	自立生活支援及びその情報提供	障がいのある人が必要とする情報を提供するものとする。	分かりやすい情報の提供方法を検討します。	A	A	障害福祉課
5	第10条第2項	市は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、事業者との連携を図り、相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制並びに障害のある人及びその家族を含め同じ課題を解決するためお互いを支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。	相談支援体制の整備	相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制や障がいのある人及びその家族が相互に支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備する。	H28年7月の親亡き後等の問題解決策検討委員会の報告を受けて、今年度中に自立支援協議会に設置される地域生活支援部会(仮称)の中で具体策の検討をはじめます。	A	A	障害福祉課
6	第10条第3項	市及び事業者は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、これらの事務を担当する者の専門知識及び職業倫理の向上に努めるものとする。	障害福祉に携わる職員の能力向上	障がいのある人への相談及び支援を行う者の資質向上に資する支援を行うものとする。	平成27年度に相談支援事業所に対して行った、相談支援業務の現状と課題についてのアンケート調査を分析し、研修をはじめとした障害福祉に携わる職員の資質向上のための取り組みを行います。	A	B	障害福祉課
7	第10条第4項	4 市は、情報を取得又は利用することが困難な障害のある人に対して、情報を取得又は利用しやすくするための機器の活用促進及び障害の特性に配慮した情報の提供を行うよう努めるものとする。	情報機器活用の促進	情報の取得又は利用のしづらさを解消するものとする。	平成27年度に行った視覚障がい者・聴覚障がい者に対するニーズ調査の結果を分析し、具体策を検討します。	A	B	障害福祉課

平成28年度 別府市共生社会形成プラン

No	条項	条文	施策	取組方針	計画	内部評価	外部評価	担当課等
8	第10条第4項	4 市は、情報を取得又は利用することが困難な障害のある人に対して、情報を取得又は利用しやすくするための機器の活用及び障害の特性に配慮した情報の提供を行うよう努めるものとする。	障がいの特性に配慮した情報提供	情報の取得のしづらさを解消するものとする。	市報、ホームページなどで市が提供する情報について障がいのある人でも取得しやすい方法での提供を検討します。	B	B	障害福祉課
9	第10条第5項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう必要な施策を講じるとともに、障害福祉サービス、障害のある人を支援する者その他の障害のある人にとって必要とされる社会資源の充実に努めるものとする。	社会資源の充実	充実策を模索するものとする。	平成27年度に相談支援事業所に対して行った、社会資源についてのアンケート調査を分析し、社会資源の充実のために必要な施策等について検証を行います。	A	B	障害福祉課
10	第11条第1項	市は、道路の整備に当たって、障害のある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。	道路整備（新設・改良）	既存の道路改良はバリアフリー、新規の道路整備はユニバーサルデザインという視点で整備するものとする。	歩道の幾何(きか)構造（幅員・縦横断勾配・舗装構成等）については、障がいのある人に配慮したものとします。	A	B	都市整備課
11	第11条第1項	市は、道路の整備に当たって、障害のある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。	道路整備（維持・補修）	障がいのある人からの意見を反映した道路の維持及び補修を行うものとする。	障がいのある人から寄せられた意見を基に、障害のある人の目線に立ち、危険な箇所の補修工事などを行います。	A	A	道路河川課
12	第11条第2項	市は、市営住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住戸を確保するよう努めるとともに、民間共同住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住宅の整備が促進されるよう支援に努めるものとする。	市営住宅整備	既存住宅の建て替え時、又は新築時において、車椅子対応住戸を確保するものとする。	建替えや新築の計画はありません。	B	C	建築指導課
13	第11条第2項	市は、市営住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住戸を確保するよう努めるとともに、民間共同住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住宅の整備が促進されるよう支援に努めるものとする。	民間共同住宅整備支援	支援策を模索するものとする。	各種支援策の周知に努めると共に、大分県居住支援協議会への参加を検討します。	B	B	障害福祉課
14	第11条第3項	市は、障害のある人の民間住宅の賃借を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる保証人制度の整備に努めるものとする。	民間住宅を賃借する際の保証人制度の整備	居住サポート事業を実施するものとする。	必要に応じて一般財団法人高齢者住宅財団の「家賃保証制度」について周知するとともに、「居住サポート事業」の実施の準備をします。	A	A	障害福祉課

平成28年度 別府市共生社会形成プラン

No	条項	条文	施策	取組方針	計画	内部評価	外部評価	担当課等
15	第11条第4項	市及び事業者は、公共的施設において、障害のある人にとって必要とされる設備の確保に努めるものとする。	公共的施設の設備の確保	障がいのある人にとって必要な設備を確保するものとする。	調査を実施し、改善個所を特定します。	A	A	障害福祉課
16	第11条第5項	市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする。	公共交通機関の利用の円滑化	取組方法を模索するものとする。	本市内における公共交通の利用円滑化を図るため、別府市公共交通活性化協議会において、交通弱者のニーズを把握し、事業者との共通理解を図るとともに、国庫補助事業メニューを交通事業者に周知することにより、より良い輸送サービスを実現します。	B	B	総合政策課
17	第12条第1項	市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障害のある人にとって必要とされる配慮に努めるものとする。	防災に関する計画の策定	障がいのある人に特化した個別の防災計画を策定するものとする。	避難行動要支援者名簿に登録された対象者の、個別支援計画の策定を推進します。	A	A	障害福祉課
18	第12条第2項	市は、障害のある人及びその家族が災害時に被る被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に障害のある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行うよう努めるものとする。	減災の仕組みづくり	援護の内容の整備に努めます。	援護について、避難行動要支援者名簿及び福祉避難所の有効な活用策を企図します。	A	A	障害福祉課
19	第13条第1項	市及び事業者は、障害のある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。	雇用及び就労に関する環境整備	障がいのある人から合理的配慮の求めがあった都度、対応するものとする。	採用試験を実施していることを広く知ってもらうために広報に力を入れること及び試験の際に合理的配慮の求めがあった場合、都度対応します。	A	B	職員課
20	第13条第2項	市は、障害のある人の希望と適性に応じ、障害のある人が一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。	就労へ向けての支援体制づくり	雇用・就労ネットワークを構築するものとする。	障害者自立支援協議会就労部会において、就労移行支援・就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター等と就労支援における課題や支援事例について情報共有を行い、解決策を検討します。また、解決策等を取りまとめ、周知を図ります。	B	B	障害福祉課
21	第13条第3項	市は、障害のある人の就労を推進するため、障害の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。	雇用創出の促進	障がいのある人のための新たな雇用の場の確保策を検討するものとする。	障がい者の就労支援の一環として、別府市職場実習を行います。	C	C	職員課
22	第13条第3項	市は、障害のある人の就労を推進するため、障害の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。	雇用創出の促進	民間での障がいのある人の雇用を促進する。	障がいのある人への就労支援等の情報を集約し、情報提供を行います。また、企業に対し障がいのある方の特性理解を図るための研修開催などの具体的な方法を検討します。	B	B	障害福祉課

平成28年度 別府市共生社会形成プラン

No	条項	条文	施策	取組方針	計画	内部評価	外部評価	担当課等
23	第14条第1項	市は、障害のある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健、医療、自治委員、民生委員、児童委員その他の関係者と連携し、障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深め、支援に努めるものとする。	医療保障	医療受診における必要な合理的配慮を、医療関係者との連携により実現し、障がい者及びその家族が必要な医療を受けやすい環境を作る。	平成27年度に障がい者及びその家族に対し、医療に対する困りごと等を把握するために行ったアンケートを分析し、医療に関し、必要とされる合理的配慮等を把握し、その推進を図っていきます。	B	B	障害福祉課
24	第14条第2項	市は、障害のある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。	緊急事態の際の対応の確立	広く市民一般を対象として現行制度を周知・広報するものとする。	精神科救急医療体制を周知・広報するとともに、相談支援連絡会などの機会を利用して意見を収集し、今後のさらなる周知・広報の方法や対応策について検討する。	A	B	障害福祉課
25	第14条第3項	市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。	保健事業の利用の円滑化	障がいのある人を含めた多くの人に保健事業について周知する。	当課実施の保健事業の周知について検討します。	A	B	健康づくり推進課
26	第14条第3項	市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。	医療支援の利用の円滑化	重度心身障害者医療費の現物給付化等障がい者が利用しやすい仕組みの構築に向けて取り組むものとする。	自動償還払い方式の早期実現に向けて、県と協議を行っていくなどの取組を行います。	A	A	障害福祉課
27	第15条第1項	市は、小学校就学前の障害のある人に対し、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、他の子どもとともに保育及び教育を実施するよう努めるものとする。	統合保育の実施	引き続き、これまでの受入姿勢を継続するものとする。	保育所における支援機能を強化するため、大分県保育コーディネーター認定保育士の増員を図り、児童や家庭に応じた専門的な支援を行います。	A	A	子育て支援課
28	第15条第1項	市は、小学校就学前の障害のある人に対し、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、他の子どもとともに保育及び教育を実施するよう努めるものとする。	統合教育の実施	特別支援教育支援員の人員を確保するものとする。	幼稚園、小・中学校にいきいきプラン支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行います。	A	A	学校教育課
29	第15条第2項	市は、子どもたちに、障害についての正しい知識を提供するとともに、障害のある人に対する差別又はいじめを根絶するため、教職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。	教職員の障がいに対する理解を深める研修の実施	学校のニーズに応える情報提供体制を整備するものとする。	特別支援教育コーディネーター研修などを実施します。	A	A	学校教育課
30	第15条第3項	市は、特別支援学校と小学校、中学校等との連携及び調整を推進するよう努めるものとする。	県立と市立との連携及び調整の推進	引き続き、これまでの取組を継続するものとする。	別府市特別支援連携協議会を開催します。	A	B	学校教育課

平成28年度 別府市共生社会形成プラン

No	条項	条文	施策	取組方針	計画	内部評価	外部評価	担当課等
31	第16条	市は、障害のある人が芸術文化及びスポーツに参加することができるよう障害のある人にとって必要とされる支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。	芸術文化・スポーツに参加する機会の提供	芸術文化・スポーツに接する機会を増やすものとする。	(芸術文化) 昨年度初めて開催したアール・ブリュットの芽ばえ展を引き続き開催します。 (スポーツ) 引き続き、ボッチャ、水泳、卓球バレー教室を委託により開催し、より多くの人に参加できるよう広報活動に力を入れます。	A	A	障害福祉課
32	第23条	市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。	親亡き後等の問題の解決	親亡き後等の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。	7月14日に市長に報告された親亡き後等の問題解決策検討委員会の検討結果を踏まえ、具体的な施策の実施準備を行います。	A	A	障害福祉課